

会議名 (審議会等名)	令和6年度 第4回 川西市人権施策審議会		
事務局 (担当課)	市長公室 人権推進多文化共生課 内線(2412)		
開催日時	令和 6年 10月 30日(水)午後3時00分~午後5時		
開催場所	川西市総合センター・2階集会室		
出席者	委員	・石元会長 ・西垣副会長 ・笹倉委員 ・前田委員 ・藤井委員 ・南委員 ・松木委員 ・石田委員 (欠席)安田委員・石田委員	
	事務局	・市長公室長 ・市長公室副公室長兼人権推進多文化共生課長 ・総合センター所長 ・総合センター所長補佐 ・人権推進多文化共生課長補佐 ・人権推進多文化共生課主査 ・人権推進多文化共生課専門事務	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	3人
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会議次第	1. 開会 2. 審議事項 (1) 人権行政推進プラン(第4次改定版)の素案について 3. その他、連絡事務等 4. 閉会		
会議結果	別紙-審議要旨のとおり		

	【審議要旨】
会 長	皆さんこんにちは。今回は欠席しまして、失礼しました。今日は川西市人権行政推進プラン素案について、委員の方々からいろいろな意見をいただきながら、訂正をしましたものが10月30日の日付でできておりますが、またこれについてもいろいろとご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。 ではまず、審議事項1として、人権行政推進プラン(第4次改定版)の素案に関して、事務局から説明よろしくをお願いします。
事務局	～川西市多文化共生推進指針(案)について概要を説明。次の11月11日の審議会で意見をいただきたい旨を伝える。～
会 長	川西市多文化共生推進指針(案)については、特に今、議論するというよりは、また目を通していただいて、次回はこれについていろいろご意見いただきたいと思います。
委 員	すいません。多文化共生推進指針を策定されるのは、外国籍市民の方が増えたからということですが、この人たちはニューカマーの人たちを想定されているのですか。
事務局	そうですね。
委 員	オールドカマーの人たちは、指針の中では関係ないのですか。
事務局	オールドカマーの人たちは、差別を受けてきた歴史的経緯があるので、こうしたことは、人権施策のなかで啓発をしてきました。その方々とニューカマーの人たちにつきましては、言葉がわからなくて困っているという新たな課題もでてきているので、そういった施策も進めていくということで、指針を定めていきたいと思っています。
委 員	この指針は、オールドカマーの人たちは、念頭に置かないで作るという理解でよろしいか。
事務局	言葉足らずのところもあったが、課題の中で、川西市における外国籍の方は、中長期的な方と短期的な方がおられるなかで、その方々を分けて施策をうっていかないといけないというたてつけにしています。オールドカマーの人もニューカマーの人もこの指針では対応しているという考え方になっています。
委 員	策定の理由のなかで、外国籍市民の数が増えているというあたりを読んだら、この多文化共生推進指針を策定した理由が、ニューカマーの人たちを念頭においてますと書いてありますよね。
事務局	今まで外国籍の方の人権についても当然やってきた。文書を変えないといけないのかもしれないけれど、外国籍の方は徐々に増えてきている。傾向としては、ニューカマーの方たちが多い。そういう方々にも対応しないといけないし、既存の方についても何も対応しないというわけではない。この指針の中で両方やる形としています。
委 員	今、文字だけで読むから、その人たちだけのことっていうふうにとらえられるんだけど、そうじゃなくて、多文化共生という文章の中から見れば、今言ってる両方どちらの方たちに、日本語を上手に使える方もおられるだろうし、また、外国の言葉を日本人も使える人がおられる。しかし、それらを一括りに表現するから、この人たちは、どうなのという表現になるので、誤解を生じないような書き方をしないといけないと思います。

事務局	今おっしゃられたように、そういうふうには読めないよということでしたら、ご指摘いただいたらよいかと思います。
会 長	それでは、人権行政推進プランについて、前回どう変わったのかなど説明をお願いします。
事務局	～事務局から説明～
会 長	はい、どうもありがとうございました。 訂正点の主なものの説明があったわけですけども、この訂正点に関して、それに限らずで皆さんがお気づきになった点も含めて、ご指摘いただければというふうに思います。 どうでしょうか。
委 員	いただいた資料を完璧にみたわけではないので、重なることもあるかもしれないのですが、僕が気づいたところを順番に言っていきます。 8ページの②人権侵害への対応の上から5行目で、10.6%もありますの「も」をとったほうがよいと思います。事実を示すだけでよいのではないですか。 右のページの中ごろ、「16.0%と少ないものの」も、数字を示すだけでよいと思います。 12ページの上から3行目、「市が設置している公的第三者機関の子どもの・・・」は、「第三者機関である子どもの・・・」にしたほうがわかりやすと思います。 それから、13ページの下から評価指標を設定した理由の3の2行目で、「大多数の市民が誤解しているのである」で、ここだけ「で・ある調」になっています。 今ご指摘したのものも含めて、全体に見直してください。
事務局	はい。
委 員	それから15ページの4の平和施策についての5行目で、0泊2日というのは、どういうことですか。
事務局	夜行バスで行きました。
委 員	そういうことですか。
事務局	宿泊施設に泊まるのではなく、バスの中で泊まりました。
委 員	理由はわかりました。
委 員	2日の日程でという書き方でもよいのではないですか。誤解がないようにしたほうがよい。大変やなというのは、伝わるのですが。検討してください。
委 員	次は、17ページです。上から3つ目の段落で、「地域に暮らす」は、「地域で暮らす」のほうが自然ではないですか。強く主張はしません。 同じページの下の今後の方向性の一つ目、「行います」の「ま」が消されているのは、おかしいです。
事務局	失礼しました。

委員	22ページの今後の方向性のところの1つ目の黒丸の2行目、「子どもの権利と安全を守る」の、権利と安全のバランスが悪い感じがして、権利をとるんやったら安全と安心とか、権利だけにするとか、そのあたり統一して欲しいです。
会長	これは、川西市子ども・若者未来計画に書いてありますね。
委員	これは引用ですか。わかりました。 上から3つ目の黒丸のところ、これは「市」ではなく「本市」ですね。 それから、黒丸の一番下ですけども、「子ども自身が「権利」や「人権」を実感し」のところですが、「子どもが自分の権利や人権を実感し」にするとか、権利と人権を並べるのはどうかなと思います。 24ページ、今後の方向性の二つ目の黒丸のところの「継続的にフォロー（支援）していく」のところですが、フォローか支援かどちらかでよいのではないですか。継続的に支援していくでよいと思います。 右のページの下から9行目の「障がい者（児）」と7行目の「障がい児支援」は統一されなくてよいのですか。使い分けをされているんですか。障がい者（児）は、おとなと子ども、障がい児は子どもだけという使い分けになっているのだったらよいです。
事務局	確認させていただきます。
委員	28ページの下から三つ目の段落の「川西市に属する部落差別」は、「川西市に関連する部落差別」のほうがよいと思います。 29ページの今後の方向性の二つ目の黒丸の「児童の健全」、ここだけ児童でよいですか。
事務局	「子ども」のほうがいいですね。
委員	32ページの今度の方向性の三つ目の黒丸の最後の行で「啓発活動を推進します」は、「教育・啓発活動」としたほうがよいのではないですか。 33ページのトピックスの黒丸の一番上、「人権など理由に」のところで、など「を」が入っていない。引用されているのなら、そのままよいですが。 36ページの現状と課題の1行目で、「まだまだ」は、「いまだに」のほうがよいのではないですか。 38ページ、用語解説で「リベンジポルノ」があるが、本文はどこかにあるんですか。
事務局	38ページのグラフのなかにあります。
委員	39ページの現状と課題の1行目の最後「17人の人を」は「17人を」でよいのではないですか。 41ページの現状と課題の最後の段落、「全国に拡がりをみせています」は、「全国に拡がり

	をみせている」でよいのではないですか。
会 長	同ページの最後から 2 行目、「なお、この制度は東京都～」のところの文書は、フォントが小さいのではないですか。
委 員	42 ページの今後の方向性の一つ目の黒丸、「～指針」の井の印は、どこに関係しますか。
事務局	プランの最後に、指針の資料を添付する予定ですが、添付がないのに井をつけてしまっています。
委 員	44 ページの上から 2 行目、社会的要因のところ、よく使うのは、社会・経済的要因なので、経済を入れたほうがよいのでは。要するに個人の責任ではないよという意味で。 その下の※印の文章で、固有名詞以外は、とは、どういう意味でしょうか。
事務局	国の法律や計画は自殺を使い、それ以外は自死(自殺)を使っています、という意味です。
会 長	固有名詞は、普通は人の名前や地名になるのではないのでしょうか。調べてみてください。
委 員	46 ページのところ、僕は、東日本大震災と原発事故は区別すべきではないかと思っています。原発事故はあくまで人災で東電と国による人権侵害だと思っていますので、何か自然災害と同じ枠の中で語られるのはちょっと違うかなと。ここは指摘だけしておきます。 47 ページのトピックスの上から 3 行目で、「無効だとする判決を下した」。は、「下しました。」に。 それから最後の行です。「日本は……」のところがちょっとわかりづらいので、日本は、を最初にもってきて、「日本は、平成 25 年の……廃止しました。この時点で……」にした方がいいと思います。 ひとり親家庭のところ、シングルマザーのことが書いてあるんですが、シングルファザーのことも入れて欲しい。 3 行目から 4 行目で少し文章の整理を。「より」の位置とか、母子家庭、父子家庭の使い方など
会 長	どうもありがとうございました。他にどうでしょう。
委 員	3 ページ人権尊重の理念のところ、本文に「享有」という言葉が出てきますが、すごく大事なところですので、普段あまり使わない言葉ですので、これについては、説明文を付けて欲しいです。 9 ページの 12 行目のところ、「6 つという発言」とあるが、これは「6 つの発言」ではないかと。 11 ページの (2) 学校等における人権教育のところの 2 行目に、「……そのためには」とあるが、「……そのため」でいいのではないかと。 その文書の続きで、「……創意工夫に満ちた人権教育を」で、「……創意工夫に満ちた効果的な人権教育を……」と、「効果的な」を入れたほうがいいのではないかな。

	<p>15 ページの平和施策についての説明のところの 7~8 行目の「折り鶴平和大使」事業の説明で、12 月の人権週間映画会で活動報告会をしていただいているので、そのこともちょっと文章に書き加えていただいたほうが、市民への啓発という意味でいいのではないかなと思います。</p> <p>これはちょっとよく私もわからないんですけども 16 ページの、下のところの赤字で書いてあるところです。</p> <p>ここで消極的平和、積極的平和という言葉についての説明は、わざわざいるのかなと思ったのですが。</p>
委員	これは前回私が要望したことです。よく政治家などが使っている言葉と使われ方が少し違うので、誤解されないようにと入れてもらったんですね。
委員	<p>すいません。私は話題になったことを抜かしてました。これはもう、結構です。</p> <p>次に、17 ページの総合センターに関する経緯のこの表が、文字が小さいので、できれば、もう少し大きなポイントで、してもらったほうがいいかと思います。</p> <p>22 ページの用語解説で、一番最初の項目のところが、子どもの「子」の字が漢字やひらがなと混ざっているが、統一したほうがいいのかな。</p> <p>39 ページの北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権で、もう一言、被害者家族も高齢でどんどん亡くなられていってる状況があるので、「一刻も早い解決が必要です」とか、なんかあってもいいのかなあという気持ちです。</p> <p>以上です。</p>
会長	はい、ありがとうございます。他にどうでしょう。
委員	ちょっと別の話になるかもわからないんですけどね。この前、ノーベル平和賞をもらった件があったじゃないですか。これはやっぱり大事なことだと思うのね。この中でどこかに入れ込むところがあれば、入れたほうがいいんじゃないかなと思うんですけどね。
会長	被爆者のことを書いてる部分がありましたし、そこだとか。
事務局	ちょっとこちらでも検討していたんですが、15 ページの4番の平和施策のところのトピックスで、もう1項目ここにちょっと最新情報ということで入れてもいいかなと考えていました。
会長	はい。そういうことでお願いします。他にどうでしょう。
委員	40 ページのところで、図の n=710 って何ですか。
会長	これは、回答者数のことですね。 最初にこのことについて、説明があってもいいですね、
委員	8 ページの上の図の、n=71 なんかは？
会長	これはですね、n=710 ですね。

<p>会 長</p>	<p>下の図のほうの n=75、右の下の図の n=150 は、いいと思いますね。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい。他にないでしょうか。</p> <p>私から何点かあるんですが。</p> <p>1ページの、最初の文章で、「さまざまな人権課題が」で始まりますが、取り組みの課題として、この2行の文章に課題が3つも出ているんですね。ちょっと読みにくいので、→「さまざまな人権に関わる問題が、市民ひとり1人の課題として受け止められ、すべての市民が」、そのあと、「それを理解し、」とあるけど、わかりにくいので、これはもうとってしまって、「すべての市民が、問題解決に向け行動する人権尊重を……」、こういうふうにしたほうが読みやすくなるかなと。</p> <p>それから同じ1ページの下から9行目で、「近年ではインターネット上の人権侵害や性の多様性に関する問題、さらには新型コロナウイルス感染症による様々な偏見、差別やジェンダー不平等、子どもの貧困や教育格差の問題など……」、っていうところを、「……さらには」をとりまして、「新型コロナウイルス感染症による様々な偏見や差別、さらには、ジェンダー不平等、子どもの貧困や教育格差の問題……」、こういったほうがまだ読みやすいのかなと思いました。</p> <p>それから2ページ、6行目、「このプランは、この間に……」とあるが、「この間に」は、なくてもいいと思うんですが、この文章で、「など」が、3つ出てるんですね。最初のなどはいいんですが、これも整理したほうがいいと思います。</p> <p>4ページの下から6行目、「SDGsは、貧困や飢餓、人や国の不平等、平和的社会などの課題の解決を目指すとし」とありますが、これは貧困や飢餓、人や国の不平等、これは解決しないといけない問題なんですけど、「平和的社会」は課題ではなく、推進していかないとけないもので、この3つが並ぶとちょっとおかしいので、ここのところちょっと整理した文章にしてください。</p> <p>それから7ページ、③の人権相談・擁護についてのすぐ上のところで、人権教育、人権啓発であるんですが、ここの人権教育・人権啓発で統一するように。</p> <p>9ページの下から10行目なんですけど、「現在でも部落問題に関する差別的な発言に出会い、それに対して、反発疑問を感じるという人は2割にとどまります」とちょっとわかりにくい文章になっていますので、「ここ5年間に限っても、6つの部落問題に関する差別的な発言のいずれかを聞いたという人が21パーセントいて、反発疑問を感じたという人は2割にとどまります」としたらどうかかと。</p> <p>23ページ、高齢者の人権の現状と課題で、上から12行目ぐらいですかね。</p> <p>日本の総人口とあるんですけど、「そのうち15から64歳の人口の割合は59.5%であり、令和3年、令和4年と、過去最低であった年に比べると、0.1ポイント上昇となっています」とありますが、これだけを見ると、ちょっといいこと書いてるのかなと思いますので、そこは、過去最低でずっと推移しているっていうことなんですけど、もうこれは「15から64歳の人口の割合は～」はとりまして、65歳以上人口は29.1%と過去最高を更新しており～、でいいと思います。</p> <p>27ページの障がい者のところで、インクルージョンとかいろいろ用語解説があるんですが、障がいの社会モデルが、抜けていると思うんですね。この言葉もまだ一般的には理解されていないんですが、福祉の分野ではもう常識になってるんですけども、障がい者の社会モデル、医</p>

	<p>学モデル、などの用語解説がどっかで入れておいたほうがいいかと思います。</p> <p>それから 28 ページの部落差別のところなんです、ここにちょっと入れたらいいかなと思うのが、部落問題に関して、今何が問題かという、やはり多くの方が、部落問題を誤解しているという点が、大きな問題だと私は思ってるんですね。それは何かというと、部落に対する忌避意識として、例えば、結婚に対して、部落を避けたいとか、あるいは住宅を求めるときにも、避けたいと思ってる人は、部落って近親結婚が多いって誤解している人が多いんですね。例えば尼崎市の調査でちょっと古いんですが、1974 年で、血族結婚が部落で多いと思う人が 6割いてるんですね。</p> <p>また、私の授業で、学生対象に調査したら、やっぱり 6割ぐらいいるんです。そこで結婚差別が厳しい厳しいという話を聞くと、それだけ差別が厳しかったら部落の人は部落の中で結婚しているんだろうと思ってしまいますね。</p> <p>そこから部落は血族結婚が多いと、要するに特殊な血筋だというような誤解が結婚忌避のベースにあるかと思うんですね。</p> <p>そういった血族結婚が多いというような誤解を正すような教育・啓発が今まで十分に行われてこなかったんじゃないかということが 1 点と。</p>
委員	<p>部落は差別のためにそうならざる得なかったんじゃないかな。</p>
会長	<p>いや、そうではなくて、よく部落の人でも血族結婚が多いと言われるんですが、だけど、それは、「いとこ婚」が多いことを言ってるんですね。でも、いとこ婚は日本全体でも多いんですね。部落の人は、外のことをあまり知らないで、うちのムラでは、いとこ婚多いから、だからムラの人でも血族結婚が多いんだというふうに思っているんですね。</p> <p>東京でも、大正時代で、15%ぐらいあったんですよ。同じ家の格同士で結婚出来ますからね。どこでも多いんですよ。</p> <p>それで江戸時代の調査を見るとね、部落は、遠くの人と結婚しているんですね。要するに、同じ身分間でね。通婚圏は広いんですよ。逆に同じ地域の部落の中での結婚はないんですね。</p> <p>また、住宅の物件の話で言うと、部落には部落の人しか住んでいないというような誤解をしてる人がこれも多いんですね。そんなことはないですよ。流入してくる人は多くいますよね。逆に開放的です。</p> <p>しかし、部落はかたまって住んでいる、閉鎖的だ、だから、行きたくない、できたら避けたいと思ってしまう。まずは、こういった誤解を解いていく、そういう教育・啓発が必要だと思います。このへんのところを私の方でちょっと作ってみます。また皆さんに示しますので、はい。</p> <p>32 ページの外国人の人権と多文化共生の今後の方向性で、ここに〇〇委員がご指摘いただいたことも含め、オールドカマーのことを追加したらと思います。現在ここは、全部ニューカマーのことばかりなんで、やはり今でも入居差別やヘイトスピーチの問題もあるので、ちょっとここに入れたいと思います。</p> <p>それからですね、34 ページの HIV 感染者やエイズ患者のところの 10 行目ぐらいに、「医療技術の進歩により、感染したとしても通常の生活を送ることができるようになっていきます。…」とありますが、HIV に感染しても、あまり症状は出なくて、最初ちょっと微熱が出たりとか、体がだるかったりするんですが、すぐに治まって、後はもう何十年間、ぴんぴんしてますからね。潜伏期間が終わって発症してからが大変なことになるわけで。感染したとしても、通常の生活を送ることができるようになっていっているっていうのは、以前からそうですから、ここは、今は死に直結するような病気ではなくなりつつありますので、ここも私がちょっと考えてみます。</p>

	<p>最後、あと2点、すいません。 38 ページの図なんですが、グラフの色と字が重なっていてすごく見にくくなっているのもうたんなる表にしてもいいかと思います。</p> <p>41 ページの 14 番、性的マイノリティー（性的少数者）、これも同じことを言ってるので、括弧の中はLGBTQのほうがいいのではないか。</p> <p>もう1つ皆さんのご意見を聞きたいので、46 ページの一番下なんですけど、婚外子を嫡出ではない子、正統でない子という差別的な呼称で呼んでいます。とありますが、婚外子の差別的な呼称は「私生児」とかじゃないですかね。</p>
事務局	調べていたら載っていたんです。
会長	そうですか。以前は、相続だとか、就職時などの差別はありましたからね。そういう差別は厳しかったということだけでもいいんじゃないかな。
委員	障がい者問題のところで、社会モデルを用語解説することは賛成なんですけど、社会モデルがいいのか人権モデルがいいのか、どっちがいいのかな。 ちなみにこのプランの計画期間はどれくらいですか。
事務局	8年です。
委員	そうですか。人権モデルは未だ定着していないんですがね。どちらがいいかなあ。
会長	一度調べてみてください。
委員	もう一点、性的マイノリティのところで、先ほどの（LGBTQ）にすると、性的マイノリティとニヤリーイコールになってしまうので、それでは当事者の方から、異議申し立てが出るんじゃないかなと思うんですがね。
会長	そうですね、もう括弧自体をとってしまいましょ。なしでもいいと思いますので。
委員	あと、先ほどの部落の話の中で混住がすすんでいる云々の話がありましたが、そのことと、地域に住んでいる人たち全体を部落（民）だという捉え方があると思うんですが、そのへんのこととはどう位置づけたいんですかね。
会長	部落差別と言えば、属地的な差別ですから、だから大阪府の 2000 年の調査でも、調査対象となった人でも「自分は部落民でない」と答えた人が 30%いたんですね、部落民だと答えた人は 50%で、わからないが 20%でした。そして、部落差別を直接受けたことがあるかと聞いたら、部落民でないと答えた人は 17%で、だから自分は部落民でないと思っても、まわりから部落民だと見なされたら差別を受ける可能性がある。そういう問題です。 ただ、誤解としてはね、江戸時代の賤民身分の子孫が代々固まって住んでいると、そう思っているんですね。だから何かすごく特殊な血筋の人たちが固まって住んでるところだから、そんなところは行きたくない、そういう人たちとは結婚させたくない、そういう誤解が根強くある。そういう誤解をなくしていく教育、啓発が大事なと。
委員	では、実態としての部落民というのをどう定義したらいいのか、ちょっとやっかいなところがありますね。

委員	簡単にいえば、間違っ意識を糺すということが啓発になるんですよね。
会長	部落問題については、みんなで語り合うということがほとんどないですよね。 普通、近い誰かと話をしてる中で、何か勘違いしてるのがあったら、「それあんた、ちょっと違うで」とかいうでしょ。しかし、そういう機会が部落問題に限ってないんですね。だから一度思いこんだら、ずっとそう思い続けるんですね。はい、私ちょっと考えてみます。
事務局	先ほど委員のほうから8、9ページのグラフのところの説明文の関係なんですけど、他の意識調査のグラフ掲載には、特に何も説明・解説してないんですが、このところは分析とか解説しているんですが、例えば先ほど会長も説明していただいたんですが、4つ目のグラフの解説で、「……反発疑問を感じたという人は2割にとどまります。……」というふうに、「とどまる」という、評価とか、解説しているんですが、この言葉的には、とどまるか、とどまらないかは、あくまで作成者側の評価であると思うんですが。ただ啓発する側としてはこれでいいと思っているんですが、先ほどのご意見で、「客観的には、数字だけで」というお話があったので、ちょっとご意見をお伺いしたいんですが。
会長	どうでしょう。 私は、「2割にとどまっている」と思いますが、事実だけなら「2割となっています」ですかね。全体の統一的にということで考えれば、「2割となっています」でいいかと思えます。 うーん、でも2割しかいないとは思いますが。はい、統一するっていうことは、いいと思えます。 はい、他にどうでしょうか。
事務局	すいません。5ページの5行目のところに、ご指摘を受けて、「就職差別」という文字を入れさせていただきますいたんですが、そのなかで、結婚差別については、未だにあるというの聞きませし、インターネットに関しては、解放同盟の兵庫県連の役員の方なんかは、今はもう部落差別の主戦場は、ネット上に移ったと言っても過言ではない。とそのようなことをおっしゃってました。だからそのへんのはすごく分かるんですが、就職差別についても、まだあると書いた方がいいんでしょうか。
委員	はい、就職差別についてですが、私が以前、企業の人事担当者向けに人権関係の話をするようになった時、事前の資料集めとして、連合の組織に、就職に関して、それぞれのところで、今何か問題になっているような事例はないかなと資料を集めてもらったんですね。 そうしたら、それを見たら、これは1970年代の資料かと思えましたよ。面接時に聞かれた内容とか、いろいろありました。それを見て、まだ表には出ていないが就職差別というのは、今も相当にあるんじゃないかと思えました。 そのデータを出せと言われてたら、ちょっと今すぐには出せないんですが、実態としてはある程度間違いないと思えます。
会長	私、大阪府の「公正採用・雇用促進会議」の委員を5年ぐらいやっているんですね。 そこでは、高校生の面接時などでの問題事象なんかがあれば報告され、問題があれば、労働局と大阪府が企業の指導にはいるんですね。 そこでの報告や資料などでも部落差別に直接関わるようなものはないんですよね。 たまに面接で親の職業を聞いたり、兄弟のことを聞いたりなんかはあったりします。 私が知る限りでは、そういう面接の際に、最終面接なんかの時に経営者が出てきて、聞いたりしている。人事担当者だけだったら、そんなことは聞かないんだけど、常識でわかっているん

	<p>ですが、経営者だとか重役レベルだとよくわかっていないんで聞いているんですね。この類の問題事象しか上がってこないですね。</p> <p>だから、結婚差別と就職差別を並べるとちょっと違和感があるんですね。</p>
委員	<p>私が大学に就職するときには、露骨に部落差別に関係する質問を受けましたよ。多分、私が部落問題に関する論文を書いているからだと思いましたよ。</p>
会長	<p>「相次ぐ差別事件」という毎年出ている冊子があるんですが、この20年くらい、就職差別のことは何もないんですがね。</p> <p>でも、実際あっても、解放同盟には言わないというのもあるかもしれませんがね。</p> <p>法務省も、今でも結婚や就職差別っていうことを昔からの使い方と言っているのは言っていますからね。</p> <p>入れときますか。</p>
委員	<p>特にこだわりがあるわけではないんですがね。</p>
会長	<p>はい、他にありますか。</p> <p>それでは今日いただいた意見を反映させる形で、また、作り直した素案を、次回の審議会の前に、各委員へ送っていただくということでお願いします。</p> <p>もし言い漏らしたこととか、新たに気づいたことがあれば、いつごろまでに連絡すればいいですかね。</p>
事務局	<p>11月11日の1週間前には、資料を送付させていただきたいと思っておりますので、今月中ぐらいでお願いします。</p>
委員	<p>14ページの人権相談・擁護のところの字の大きさが違うように見えます。</p>
会長	<p>はい、ちょっとその点も確認しておいてください。</p> <p>他にないようでしたら、進行を事務局のほうにお返しします。</p>
事務局	<p>本日いただきましたご意見等につきましては、プラン素案に反映させていただきたいと思いません。次回、第5回審議会は、11月11日、15時30分から、総合センター2階集会室にて開催をさせていただきますので、ご出席賜りますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして本日の川西市人権施策審議会を終了させていただきます。</p> <p>本日はどうも、ありがとうございました。</p>